

機構専門医制度に於ける更新基準（皮膚科領域） 新旧対照表

新	旧	備考
<p>更新は以下のごとく、①勤務実態の証明、②診療実績の証明、③講習受講をもって行う。特段の理由のある場合（国内外の研究留学、病気療養、妊娠・出産・育児、介護、管理職就任など）の措置については、別途定める（別添資料①参照）</p> <p>勤務実態について、2.5年間の実態を記載すること。非常勤の場合には原則として週12時間以上の勤務とし、次の条件を満たしていること。</p> <p>条件：同時に働く勤務先は2施設以内が望ましい。皮膚科の診療に従事していることが必要で、それらを証明できるもの、たとえばホームページ等に公開されている診療分担表などを添付すること。さらに皮膚科専門医にふさわしい皮膚科診療に従事していることについての日本皮膚科学会代議員または皮膚科研修基幹施設の研修プログラム統括責任者の証明を要する。</p> <p>年度途中で勤務形態が変更になった場合、常勤は <u>単一施設で</u> 32時間/週として月ごとの勤務実態を集計し、平均の週あたりの勤務時間数を計算する。その他の特殊な勤務形態（学長、病院長、研究職、産業医や公的機関での医系技官業務など）で皮膚科専門医として常勤として勤務している場合、<u>皮膚科学会専門医委員会（以下、「専門医委員会」と呼ぶ）</u>にて審議し、更新にふさわしい勤務実態であるかどうか判定する。専門医委員会にて認められた場合、初回更新時であっても②診療実績の証明を免除し、その単位を ii) 共通講習、iii) 領域別講習、iv) 学術業績・診療以外の活動実績で補うことができる。</p>	<p>更新は以下のごとく、①勤務実態の証明、②診療実績の証明、③講習受講をもって行う。特段の理由のある場合（国内外の研究留学、病気療養、妊娠・出産・育児、介護、管理職就任など）の措置については、別途定める（別添資料①参照）</p> <p>勤務実態について、2.5年間の実態を記載すること。非常勤の場合には原則として週12時間以上の勤務とし、次の条件を満たしていること。</p> <p>条件：同時に働く勤務先は2施設以内が望ましい。皮膚科の診療に従事していることが必要で、それらを証明できるもの、たとえばホームページ等に公開されている診療分担表などを添付すること。さらに皮膚科専門医にふさわしい皮膚科診療に従事していることについての日本皮膚科学会代議員または皮膚科研修基幹施設の研修プログラム統括責任者の証明を要する。</p> <p>年度途中で勤務形態が変更になった場合、常勤は32時間/週として月ごとの勤務実態を集計し、平均の週あたりの勤務時間数を計算する。その他の特殊な勤務形態（学長、病院長、研究職、産業医や公的機関での医系技官業務など）で皮膚科専門医として常勤として勤務している場合、<u>別途専門医委員会</u>にて審議し、更新にふさわしい勤務実態であるかどうか判定する。専門医委員会にて認められた場合、初回更新時であっても②診療実績の証明を免除し、その単位を ii) 共通講習、iii) 領域別講習、iv) 学術業績・診療以外の活動実績で補うことができる。</p>	

新	旧	備 考
<p>表 1 週間当たりの診療関与時間</p> <p>-----</p> <p>(前略)</p> <p>➤2.5年間の勤務実態</p> <p>-----</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>i) 診療実績の証明 (最大 10 単位)</p> <p>1. 症例 10 例毎に 5 単位を認める。症例報告は上記「②診療実績の証明, A. 症例報告の呈示」を用いることができ、追加症例も同じ記載方法とする。</p> <p>2. 統括プログラム責任者、指導医が専門医研修プログラムにのっとり専攻医を指導し、専攻医の年間評価を行った場合、1 年間に 1 単位を付与する。ただし、1 年間に何人指導しても 1 単位とする。</p> <p>上記 1-2 を合計したものを「i) 診療実績の証明」に必要な単位とする。</p> <p>なお、<u>専門医委員会</u> で不適切と判断した場合や疑義がある場合には、面接やサイトビジット等を経て合否判定を行う。</p> <p>ii) 専門医共通講習 (最小 3 単位、最大 10 単位:ただし、必修 3 項目をそれぞれ 1 単位以上含むこと)</p> <p>すべての基本領域専門医が共通して受講する項目。機構によって認められた講習会とする (たとえば、学術集会や地方会における講習会、地域の医師会が主催する講習会などだが、他の領域が主催する講習を受講しても、専門医共通講習については単位を算定できるものとする)。1 回の講習は 1 時間以上とし、1 時間の講習受講をもって 1 単位、<u>また、連</u></p>	<p>表 1 週間当たりの診療関与時間</p> <p>-----</p> <p>(前略)</p> <p>➤2.5年間の勤務実態</p> <p>-----</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>i) 診療実績の証明 (最大 10 単位)</p> <p>1. 症例 10 例毎に 5 単位を認める。症例報告は上記「②診療実績の証明, A. 症例報告の呈示」を用いることができ、追加症例も同じ記載方法とする。</p> <p>2. 統括プログラム責任者、指導医が専門医研修プログラムにのっとり専攻医を指導し、専攻医の年間評価を行った場合、1 年間に 1 単位を付与する。ただし、1 年間に何人指導しても 1 単位とする。</p> <p>上記 1-2 を合計したものを「i) 診療実績の証明」に必要な単位とする。</p> <p>なお、<u>皮膚科領域専門医委員会</u> で不適切と判断した場合や疑義がある場合には、面接やサイトビジット等を経て合否判定を行う。</p> <p>ii) 専門医共通講習 (最小 3 単位、最大 10 単位:ただし、必修 3 項目をそれぞれ 1 単位以上含むこと)</p> <p>すべての基本領域専門医が共通して受講する項目。機構によって認められた講習会とする (たとえば、学術集会や地方会における講習会、地域の医師会が主催する講習を受講しても、専門医共通講習については単位を算定できるものとする)。1 回の講習は 1 時間以上とし、1 時間の講習受講をもって 1 単位と算定す</p>	

新	旧	備考
<p><u>続いて2時間以上のものは2単位として</u>算定する。e-learning についても、受講を証明できるならば単位として認めることができる。</p> <p>日本皮膚科学会または関連する学会や団体等が開催するものは、原則として <u>専門医委員会</u> が審査・認定を行う。地域の医師会が開催するものは、原則として日本医師会または各都道府県医師会が審査・認定を行う。専門研修施設群のいずれかの施設ならびに関連する施設等が開催するものは、原則として日本専門医機構が審査・認定を行う。なお、地域の医師会が主催する講習会や生涯教育講座等については、日本医師会が定める実施要項に基づき申請すること。</p> <p>皮膚科学会総会では 1～3 の必修講習会を毎年開催する。</p> <p>皮膚科学会総会で開催した講習会を録画し <u>専門医委員会</u> で審議し、機構によって認められたものは e-learning 教材として使用できる。受講証明（参加 <u>証明書やオンラインでの受講証明等</u>）したのに対して単位認定することができる。</p> <p>各支部学術大会では 1～3 の必修講習会のうち、いずれか 1 つ <u>以上</u> を開催あるいは上映する。</p> <p>なお、<u>専門医委員会</u> で審議し、機構によって認められたものは単位として認定する。</p> <p>講習会講師については 1 時間 <u>の講演</u> につき 2 単位付与することができる。<u>また、1 時間を複数名で講演し、そのうち、30 分以上講演している場合には、1 単位付与する。</u></p> <p>以下に専門医共通講習の対象となる講習会を示す。</p> <p>1. 医療安全（必修項目：5 年間に 1 単位</p>	<p>る。e-learning についても、受講を証明できるならば単位として認めることができる。</p> <p>日本皮膚科学会または関連する学会や団体等が開催するものは、原則として <u>皮膚科領域専門医委員会</u> が審査・認定を行う。地域の医師会が開催するものは、原則として日本医師会または各都道府県医師会が審査・認定を行う。専門研修施設群のいずれかの施設ならびに関連する施設等が開催するものは、原則として日本専門医機構が審査・認定を行う。なお、地域の医師会が主催する講習会や生涯教育講座等については、日本医師会が定める実施要項に基づき申請すること。</p> <p>皮膚科学会総会では 1～3 の必修講習会を毎年開催する。</p> <p>皮膚科学会総会で開催した講習会を録画し <u>皮膚科領域専門医委員会</u> で審議し、機構によって認められたものは e-learning 教材として使用できる。受講証明（<u>上映会参加等、別途考慮</u>）したのに対して単位認定することができる。</p> <p>各支部学術大会では 1～3 の必修講習会のうち、いずれか 1 つを毎年順番に開催あるいは上映する。</p> <p>なお、<u>皮膚科領域専門医委員会</u> で審議し、機構によって認められたものは単位として認定する。</p> <p>講習会講師については 1 時間につき 2 単位付与することができる。</p> <p>以下に専門医共通講習の対象となる講習会を示す。</p> <p>1. 医療安全 <u>講習会</u>（必修項目：5 年間</p>	

新	旧	備考
<p>以上)</p> <p>2. 感染対策 (必修項目:5年間に1単位以上)</p> <p>3. 医療倫理 (必修項目:5年間に1単位以上)</p> <p>4. <u>医療制度と法律</u></p> <p>5. 地域医療</p> <p>6. <u>医療福祉制度</u></p> <p>7. <u>医療経済 (保険医療等)</u></p> <p>8. <u>臨床研究・臨床試験</u></p> <p>9. <u>両立支援 (治療と仕事)</u></p> <p>10. その他</p> <p>iii)皮膚科領域講習(最小20単位:取得方法によっては最小10単位) 原則、1回の講習は1時間以上とし、一人または二人の演者による1時間以上の講習受講をもって1単位と算定する。講習会講師については1時間につき2単位付与することができる。<u>また、1時間を複数名で講演しており、そのうち、30分以上講演している場合には、1単位付与する。</u></p> <p>1. 専門医委員会が指定する講演の聴講: 1時間につき1単位を認定する。日本皮膚科学会会員カードで出席を確認する。会員カードで出席を確認できない学術集会は受講証明書を発行する。単位認定する講演は下記のいずれかとする。<u>また、単位認定にあたっては主催元からの申請をもって個別に審議し、当該講演が皮膚科領域講習にふさわしい内容と判断したものを認定する。なお、専門医委員会が単位認定した講演は日本皮膚科学会HPに公開する。</u> (1)専門医委員会が指定する学術集会(別表参照)における教育講演、講習会、特別講演、シンポジウム、ワークショップ</p>	<p>に1単位以上)</p> <p>2. 感染対策講習会 (必修項目:5年間に1単位以上)</p> <p>3. 医療倫理講習会 (必修項目:5年間に1単位以上)</p> <p>4. <u>地域医療講習会</u></p> <p>5. <u>保険医療講習会</u></p> <p>6. <u>臨床研究/臨床試験講習会</u></p> <p>7. <u>医療事故検討会</u></p> <p>8. <u>医療法制講習会</u></p> <p>9. <u>医療経済 (保険医療など)に関する講習会</u></p> <p>10. その他</p> <p>iii)皮膚科領域講習(最小20単位:取得方法によっては最小10単位) 原則、1回の講習は1時間以上とし、一人または二人の演者による1時間以上の講習受講をもって1単位と算定する。講習会講師については1時間につき2単位付与することができる。</p> <p>1. <u>皮膚科</u> 専門医委員会が指定する講演の聴講: 1時間につき1単位を認定する。日本皮膚科学会会員カードで出席を確認する。会員カードで出席を確認できない学術集会は受講証明書を発行する。単位認定する講演は下記のいずれかとする。 (1)<u>皮膚科</u> 専門医委員会が指定する学術集会(別表参照)における教育講演、講習会、特別講演、シンポジウム、ワー</p>	<p>3</p> <p>共催セミナーの記載を削除</p>

新	旧	備考
<p>プ、指導医講習会。</p> <p>(2) 専門医委員会が指定する学術集会（別表参照）におけるその他の形式の講演</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(3) 上記(1)(2)の講習会を録画し、e-learning教材として使用できる。受講証明(参加 <u>証明書やオンラインでの受講証明等</u>)したものに対して単位認定することができる。</p> <p>(4) 日本皮膚科学会の総会、支部学術大会、地方会で開催する一般演題。なお、一般演題の聴講は半日(2時間以上)につき1単位として認める。</p> <p>(5) 専門医委員会が指定する学術集会(別表参照)における実習型の講習会は半日(1時間以上)につき1単位として認める。</p> <p>2. 日本皮膚科学会主催の教育講習会： 日本皮膚科学会会員カードで出席を確認する。1時間につき1単位。</p> <p>iv) 学術業績・診療以外の活動実績(最大10単位：取得方法によっては最大20単位まで可能)</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>皮膚科領域において相応の経験を有する専門医の知識・経験を後進の指導にかす目的で専門医(学会専門医を含める)が3回更新されており、かつ65歳以上の場合、4回目以降の更新から <u>通常</u>の更新申請と併せて別紙「診療従事証明</p>	<p>クシヨップ、指導医講習会。</p> <p>(2) <u>皮膚科</u> 専門医委員会が指定する学術集会(別表参照)におけるその他の形式の講演は個別に審議し、<u>領域別講習にふさわしい内容と判断したものは単位認定する。</u></p> <p>(3) <u>皮膚科</u> 専門医委員会が指定する学術集会(別表参照)における共催セミナーは皮膚科専門医委員会が個別に審議し、<u>領域別講習にふさわしい内容と判断したものは単位認定する。</u></p> <p>(4) 上記(1)(2)の講習会を録画し、e-learning教材として使用できる。受講証明(<u>上映会参加等、別途考慮</u>)したものに対して単位認定することができる。</p> <p>(5) 日本皮膚科学会の総会、支部学術大会、地方会で開催する一般演題。なお、一般演題の聴講は半日(2時間以上)につき1単位として認める。</p> <p>(6) <u>皮膚科</u> 専門医委員会が指定する学術集会(別表参照)における実習型の講習会は半日(1時間以上)につき1単位として認める。</p> <p>2. 日本皮膚科学会主催の教育講習会： 日本皮膚科学会会員カードで出席を確認する。1時間につき1単位。</p> <p>iv) 学術業績・診療以外の活動実績(最大10単位：取得方法によっては最大20単位まで可能)</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>皮膚科領域において相応の経験を有する専門医の知識・経験を後進の指導にかす目的で専門医(学会専門医を含める)が3回更新されており、かつ65歳以上の場合、4回目以降の更新から①勤務実態の自己申告を不要とし、i)～iv)</p>	

新	旧	備考
<p><u>書」による申請を行い承認されれば、①勤務実態の自己申告を不要とし、i)～iv)の項目ごとの制限を排除した合計40単位を取得することで更新できる。なお、以下の2つを満たすことが望ましい。</u></p> <p>1. 5年間（認定期間内）に、1回以上の日本皮膚科学会総会への参加。</p> <p>2. 共通講習3単位の取得。</p> <p><u>なお、「診療従事証明書」による手続きが否認となり単位が不足している場合には、後述に示す延期申請手続きを行うことができる。</u></p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>別添資料①</p> <p>I. 特別な理由（留学、妊娠、出産、育児、病気療養、介護、管理職、災害被災など）のために専門医の更新ができない場合、次の申請をすることができる。</p> <p><u>専門医資格更新延期申請書とその事情を説明できる理由書を更新申請年度の申請期日までに専門医委員会に提出し、審査を受ける。審査認定の後、日本専門医機構からの承認を経て専門医資格の延期申請が認められる。なお、延期期間は1年単位での申請とする。また、1回の申請につき、2年の延期申請を上限とする。</u></p>	<p>の項目ごとの制限を排除した合計40単位を取得することで更新できる。なお、以下の2つを満たすことが望ましい。</p> <p>1. 5年間（認定期間内）に、1回以上の日本皮膚科学会総会への参加。</p> <p>2. 共通講習3単位の取得。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>別添資料①</p> <p>I. 特別な理由（留学、妊娠、出産、育児、病気療養、介護、管理職、災害被災など）のために専門医の更新ができない場合、次の申請をすることができる。</p> <p><u>専門医としての活動や自己学習が完全にできない期間があり、更新が困難になると予想される場合：活動休止申請書（開始、終了期日を記載）と理由書を提出し、皮膚科専門医委員会と専門医認定・更新部門委員会の審査と承認を経て専門医活動の休止が認められる。休止期間は専門医を呼称する事はできない。休止期間に上限はないが、2年を超えて延長を希望する場合には3年目から1年間の休止期間の延長願いを理由書と共に提出して、上記委員会の承認を受ける。専門医活動休止期間の満了や終了は上記委員会への申請と承認が必要である。その後、専門医としての活動が再開できる。活動休止期間を除く前後の合計5年間に規定の50単位を取得して次の専門医資格を更新する。</u></p> <p>II. 上記I以外の理由により規定更新単</p>	

新	旧	備 考
<p>II. 上記 I 以外の理由により規定更新単位を満たせなかった場合。</p> <p>何らかの事情のため規定の更新単位を満たせず、専門医資格の更新ができなかった場合には、上記 <u>同様、専門医委員会</u> に理由書を提出し、審査を受けなければならない。審査において、正当な理由があると認められた場合は失効後1年以内に更新基準をみたすことで専門医資格を復活することができる。(失効後復活までの期間は専門医ではない。)</p> <p>過去に学会あるいは機構認定専門医であったが、何らかの理由で資格を失った場合、資格喪失の理由書を添えて資格回復の申請を <u>専門医委員会に行い、専門医機構で承認された</u> 場合は、5年後に更新基準を満たすことにより資格を回復できる。</p>	<p>位を満たせなかった場合。</p> <p>何らかの事情のため規定の更新単位を満たせず、専門医資格の更新ができなかった場合には、<u>上記専門医委員会</u> に理由書を提出し、審査を受けなければならない。審査において、正当な理由があると認められた場合は失効後1年以内に更新基準をみたすことで専門医資格を復活することができる。(失効後復活までの期間は専門医ではない。)</p> <p>過去に学会あるいは機構認定専門医であったが、何らかの理由で資格を失った場合、資格喪失の理由書を添えて資格回復の申請を <u>行い、上記委員会で認められた</u> 場合は、5年後に更新基準を満たすことにより資格を回復できる。</p>	